

別紙 3

農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル

第 1 農林水産大臣に対する申出

要領Ⅱの第 1 に規定する申出は、様式第 1 号による申出書を知事に提出して行う。

第 2 調査体制の整備

1 申出受付窓口の設置等

要領Ⅱの第 2 に規定する申出受付窓口の設置及び業務については、次により行う。

- (1) 知事は、農業振興課(県庁内)に申出受付窓口を設置し、申出に対し迅速かつ的確に対応できるよう、その取扱いについて職員に周知徹底を図る。
- (2) 知事は、申出書の受付に当たっては、次に掲げる事項について説明、確認及び聴き取りを行う。
 - ア 申出制度の内容及び申出に係る調査に必要な費用負担について説明を行う。
 - イ アの説明後、申出を行った者(以下「申出者」という。)に対し申出を行うか否かについて再確認を行う。
 - ウ 提出された申出書について、記載事項の確認を行うものとする。

なお、申出書の記載に不備がある場合には、必要とする事項について説明し適正な申出書が提出されるまでの間、その受けを保留する。
 - エ 調査に必要と思われる事項について、聴き取りを行うものとする。
 - オ 郵送による申出があった場合にも、アからエの事項について行う。
- (3) 申出書の受けを担当した職員は、(2)の対応状況について様式第 2 号に記録しておく。

2 調査委員会の設置等

申出を受理した知事は、次により調査委員会を設置する。

- (1) 調査委員会の委員長は農林水産部長とする。
- (2) 調査委員会は、原則として農業振興課及び農林水産部長が必要に応じ、指名する担当課により構成し、事務局は農業振興課とする。
- (3) 調査委員会の委員は、原則としてそれぞれの担当課長及び申出受付窓口を担当する職員とする。

なお、必要に応じて各課の職員を委員とすることができる。
- (4) 調査委員会は、次に掲げる場合に開催する。
 - ア 申出に係る事項について、申出者又は地域登録検査機関等に対し調査を実施する場合
 - イ 調査の結果について取りまとめを行う場合
 - ウ 申出者に対する回答及び地域登録検査機関に対する措置について、検討及び決定を行う場合
 - エ 委員から開催の要望があった場合において、委員長が必要と認めた場合
- (5) 調査委員会を開催した場合は、その概要について様式第 3 号に記録しておく。

第3 調査の実施等

1 知事は、担当者を決定し、申出者から以下の内容を聴き取る。

(1) 受検者からの申出（生産者、輸入業者等）

ア 国内産農産物

作付品種の種子の取得状況（購入先、更新状況）、品種別作付状況、収穫時の状況、収穫後の調製作業等の状況、受検時の状況等（受検数量、検査結果の内容等）

イ 外国産農産物

積地における検査及び船積み等の状況、着地における荷役等の状況等

(2) 実需者等からの申出（卸売業者、小売業者、加工業者、消費者等）

購入先、購入時期及び購入後の保管状況等

(3) その他の者からの申出（運送業者、保管業者等）

運送及び荷役時の状況、保管状況等

2 知事は、調査委員会を開催し、当該申出の内容及び申出者からの聴取内容について検討した結果、申出の内容が明らかに農産物検査に起因するものではないと判断した場合は、当該申出は受理しないものとし、不受理とした理由を記載した不受理通知書（様式第4号）をもってその旨を通知する。

また、通知は原則として手交により行うこととし、この際、必要に応じ口頭による説明を行う。

3 知事は、申出の内容が明らかに農産物検査に起因するものではないと判断できない場合は、次により速やかに調査等を実施する。

(1) 試料の採取及び包装の確保

申出に係る農産物の所有者又は占有者の了解を得て、申出に係る農産物から採取した試料及び包装（又は票せん）を確保し、その試料を鑑定及び計測する。また、試料及び包装（又は票せん）の確保に当たっては、承諾書（様式第5号）を徴しておくものとする。

なお、包装（又は票せん）が入手できない場合であっても、検査証明欄の各事項を詳細に記録しておく。

ア 国内産農産物

(ア) 包装されているもの

原則として、申出に係る農産物の全ての包装から試料を採取するものとする。

(イ) 包装されていないもの

原則として、標準抽出方法により試料を採取するものとする。

イ 外国産農産物

原則として、標準抽出方法により採取するものとする。

なお、農産物検査で採取した保存試料により鑑定等が可能な場合は、これを試料とすることができるものとする。

(2) 試料の鑑定

申出に係る試料の鑑定等は、鑑定方法（平成 13 年 3 月 14 日農林水産省告示第 333 号）及び標準計測方法（平成 13 年 3 月 14 日農林水産省告示第 332 号）により、複数人で行うものとする。

なお、成分検査に係る申出の場合は、申出に係る農産物の検査を行った地域登録検査機関とは別の計測能力を有する登録検査機関に計測を依頼するものとする。

(3) 地域登録検査機関に対する調査

事前に当該地域登録検査機関の監査状況等から指摘事項等がないか確認する。

地域登録検査機関及び申出に係る農産物の検査を行った農産物検査員から試料の採取状況、鑑定の状況、検査証明の状況及び当日の他の検査状況等について、検査結果を記録した伝票等により把握及び聴き取りを行うものとする。

(4) 農産物の保管及び運送状況の調査

申出者又は保管・運送の業務を行った業者に対して調査を行う場合は、運送伝票及び保管管理日誌等により、次の事項等について調査を行うものとする。

ア 運送業者

運送時期、運送方法、運送経路、運送時の天候等

イ 保管業者

入庫及び出庫時の状況、保管期間、保管方法（常温、低温の別等）、倉庫内の温度及び湿度管理の状況等

4 知事は、申出に係る調査が他の都道府県に及ぶ場合又は農産物の鑑定及び計測等の技術面の調査について地方農政局長に協力を求める場合は、次に掲げる書類により調査協力依頼を行うものとする。

(1) 申出書の写し及び受付記録表（様式第 2 号）

(2) 申出に係る調査協力依頼（様式第 6 号）

第 4 調査結果についての申出者への回答

1 知事は、調査委員会において各種調査結果（試料採取状況、包装（又は票せん）等の確保状況、鑑定及び計測結果、登録検査機関に対する聴取結果並びに保管状況（又は運送状況）の結果等）に基づき、申出の内容が事実であるか否か等について判断を行う。

2 知事は、申出の内容が事実であると判断した場合は、法第 33 条第 2 項に基づき、当該地域登録検査機関に対して検査証明の訂正その他所要の措置を講じる。

3 知事は、申出者に対し調査結果を記載した調査結果通知書（様式第 7 号）をもって回答する。

なお、調査結果通知書は原則として手交により行うこととし、口頭による説明を行う。

4 知事は、3 により回答したときは、回答・説明状況を様式第 8 号に取りまとめる。

なお、第3の4により地方農政局長に調査の依頼を行った場合は、当該地方農政局長と情報を共有する。

また、地域登録検査機関に対して検査証明の訂正等所要の措置を講じたときは、その講じた措置の内容を様式第9号に記載し、地方農政局長へ情報を共有する。

第5 検査に関する苦情の処理

知事は、申出に基づくもののほか、関係者から農産物検査に関する苦情があった場合は、本マニュアルに準じて適切に処理する。